

令和4年度 大東市社会福祉法人指導監査実施方針

1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、質の高い福祉サービスを安定的に供給する地域福祉の中心的な担い手として、自主的に経営組織のガバナンス強化や経営基盤の充実を図るとともに、法人運営の透明性の向上にも努めなければなりません。

法人指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付 厚生労働省三局長通知）の別紙「指導監査ガイドライン」に基づいた、確認、指導・助言を通じ、より一層適正な組織運営と安定的な事業継続を図るものです。

本年度については、これまでの指導監査結果等を勘案して、下記項目に重点を置いた指導を行います。

2 重点項目

(1) 法人運営

ア 定款

- (a) 定款の記載内容が、事実や実態と適合しているか。
- (b) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、大東市の認可を受けて行われているか。
- (c) 定款施行細則は、法令及び定款と整合がとれているか。

イ 評議員

- (a) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。
- (b) 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。

ウ 評議員会

- (a) 特別の利害関係を有する者が議決に加わっていないか。
- (b) 法令に基づき、適正に議事録を作成しているか。
- (c) 決議の省略の要件を満たしているか。

エ 理事

- (a) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。
- (b) 理事長は、自己の職務の執行状況を適切に理事会に報告しているか。
- (c) 理事長が、定款細則等で定められた専決事項を逸脱する権限行使をしていないか。

オ 監事

- (a) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を選任しているか。

- (b) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に関する監査を適正に行っているか。
- (c) 理事会への出席義務を履行しているか。

カ 理事会

- (a) 特別の利害関係を有する者が議決に加わっていないか。
- (b) 理事会の決議を要する事項について、適正に審議しているか。
- (c) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ているか。
- (d) 法令に基づき、適正に議事録を作成しているか。
- (e) 決議の省略の要件を満たしているか。

キ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (a) 評議員及び役員に対する報酬等について、厚生労働省令の定めに従い、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (b) 評議員及び役員に対する報酬等が支給基準に従って支給されているか。

(2) 事業

社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

(3) 管理

ア 人事管理

重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。

イ 資産管理

- (a) 基本財産である不動産の登記が適切になされているか。
- (b) 大東市長の承認を得ることなく、基本財産を処分し、貸与し 又は担保に供していないか。

ウ 会計管理

- (a) 経理規程が現行の法令・通知に即した内容になっているか。また、会計処理等の事務処理が経理規程に基づいて行われているか。
- (b) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が整備されているか。
- (c) 計算書類、附属明細書、財産目録及び計算書類に対する注記が法令等に基づき適正に作成されているか。
- (d) 資金移動に関する経理が、関係通知に基づき適正に行われているか。
- (e) 現金の管理が適正に行われているか。
- (f) 契約手続（入札、見積合わせ、市場価格調査等）が適正に行われ、契約書等の証憑書類が保存されているか。

(4) その他

- (a) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。
- (b) 法令に定める事項（定款、役員等報酬基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書）について、適切に公表されているか。
- (c) 登記が法定期限までに行われているか。

3 実施時期

令和4年4月～令和5年3月

※新型コロナウイルス感染症の市中蔓延状況や当該法人の事情に応じ柔軟に実施するため、通年実施とします。また、感染状況等により実施時期の延期や指導監査の具体的方法を変更する場合があります。

4 具体的方法

(1) 一般監査

ア 定期監査

法人運営について、特に大きな問題が認められない法人については、原則3年に1回 法人の事務所等 実地において実施します。

なお、会計監査人の監査（会計監査人による監査に準ずる監査を含む）や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性等が確保されていると判断できるときは、4年乃至5年に1回まで監査周期を延長することがあります。

イ 臨時監査

法人運営に問題が発生した場合、又は通報等の内容、現況報告書の確認結果等から、法人に問題が生じている蓋然性が高いと認められる場合には、随時、実地による監査を実施します。

(2) 特別監査

正当な理由がなく一般監査を拒否した場合、一般監査による指導に対し正当な理由もなく改善を行わない場合、法人運営等に重大な問題が認められる場合には、随時、実地による特別監査を実施します。